

| 審査項目   | 提案データ |  | 委員名      | 配点  |
|--|-------|--|----------|-----|
|  |       |  | 提案者名     |     |
|  |       |  | 参加者人数    |     |
|  |       |  | 提案金額(千円) |     |
| ①応募資格の充足(〇or×)   |       |  |          |     |
| ②仕様書 ◇仕様書の内容について、全て網羅した提案がなされているか。(〇or×)   |       |  |          |     |
| ③提案内容の適切性(130点)  |       |  |          | 130 |
| (1) デジタル技術を活用した観光コンテンツの作成による高付加価値化(40点)<br>◇観光地化が進んでいない場所・地域における自然、歴史、文化などが選定されていること。(有名な観光スポットでないこと。)<br>◇観光コンテンツを作成する対象として選定した場所・地域の自然、歴史、文化等の現状を把握していること。<br>◇対象とした場所・地域の自然、歴史、文化などについて選定理由が明確になっていること。<br>◇デジタル技術を活用した観光コンテンツであること。(VR、AR等)<br>◇光コンテンツの作成に資する情報が収集可能な場所等を対象としていること。<br>(例えば、グスクを対象としてVR・ARのコンテンツを作成する場合、そのグスクの当時の様子を復元できるほどの文献等がある等)<br>◇対象とした場所等について、観光客の訪れやすい環境が整備されていること。<br>(例えば、駐車場が整備されている、観光スポットまでの道が整備されている等。観光客が安全に訪れることのできる場所であること。)<br>◇対象とした地域にもたらす効果(訪問者数の増加や消費額の向上等による地域還元)が検討されていること。(定量的示すことが望ましい。)  |       |  | 40       |     |
| (2) 地域連携体制の構築(30点)<br>◇地域自治体や関連業界と連携し、円滑な事業運営体制が構築されていること。<br>◇連携する自治体は、観光コンテンツの作成地点として選定した場所・地域の自治体であること。   |       |  | 30       |     |
| (3) デジタル技術を活用した観光コンテンツの効果検証等(30点)<br>◇作成した観光コンテンツについて、具体的なPR方法が検討されていること。<br>◇作成した観光コンテンツが地元へもたらす効果等について、定量的な分析ができるよう、地域自治体等の協力が得られていること。<br>◇作成したデジタル技術を活用した観光コンテンツについて、アクセス数の集計等、定量的な分析ができるような仕組みとなっているか。  |       |  | 30       |     |
| (4) 内閣府ホームページ等との連携(20点)<br>◇「OKINAWA41」や「OKINAWAN－PEARLS」等へのコンテンツの掲載イメージが明確にされていること。<br>◇作成したコンテンツに係る維持管理費が低コストであること。また、維持管理費の内容や内訳(金額)を示していること。<br>◇作成したコンテンツについて、将来的に、維持管理費の負担を含め、地域自治体等での運営を目指しているのであれば、その旨が記載されているか。   |       |  | 20       |     |
| 〇ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(10点)<br>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)<br>・えるぼし1段階目(※1) 4点<br>・えるぼし2段階目(※1) 7点<br>・えるぼし3段階目(※1) 8点<br>・プラチナえるぼし(※2) 10点<br>・行動計画(※3) 2点<br>※1 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。<br>※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定。<br>※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。<br>次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)<br>・くるみん(平成29年3月31日までの基準)(※③) 4点<br>・トライくるみん 5点<br>・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(※④) 6点<br>・くるみん(令和4年4月1以降の基準)(※⑤) 7点<br>・プラチナくるみん 10点<br>※③ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定。<br>※④ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定(ただし、※③の認定は除く)。<br>※⑤ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)による改正後の認定基準により認定。<br>青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定<br>・ユースエール認定 8点<br>(複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う)<br>※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 |       |  | 10       |     |
| ④過去の類似事業との差別化(20点)<br>◇過去に対象とした場所・地域において、同様な取組はなされていないか。   |       |  | 20       |     |
| ⑤提案者が有する知見・ネットワーク(10点)<br>◇本事業の関連分野に関する知見や関係者とのネットワークを有しているか。  |       |  | 10       |     |
| ⑥実施体制(10点)<br>◇本事業を円滑に遂行するために、適切なプログラムマネージャーを配置し、事業規模等に適した実施体制を構築しているか。  |       |  | 10       |     |
| ⑦コストパフォーマンス・積算の適正性(30点)<br>◇コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。  |       |  | 30       |     |
| 合計点(200点満点)  |       |  | 200      |     |
| 所見等  |       |  |          |     |

※1 基礎点：①及び②は必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさないと「不合格」となるので注意すること。

※2 集計方法：企画等審査会の審査員ごとの採点を平均(小数点第2位未満を切捨て)して行う。

資料2:配点表

| 評価基準                 | 項目別得点      |            |            |            |
|----------------------|------------|------------|------------|------------|
|                      | (10点満点の項目) | (20点満点の項目) | (30点満点の項目) | (40点満点の項目) |
| 卓越した提案内容である。         | 10         | 20         | 30         | 40         |
| 最適な内容である。            | 8          | 16         | 24         | 32         |
| 概ね妥当な内容であると認められた。    | 4          | 8          | 12         | 16         |
| 内容が不十分である、あるいは記載がない。 | 0          | 0          | 0          | 0          |